



○営業時間変更のお知らせ

令和6年3月29日(金)	13時まで営業(決算棚卸のため)
令和6年3月30日(土)	臨時休業(決算棚卸のため)
令和6年4月1日(月)	12時より営業(決算棚卸のため)
令和6年4月30日(火)	15時まで営業

4月より飲料の愛飲運動が始まります。お得な価格で購入できますので、是非この機会にご利用下さい。

——【温州みかん・中晩柑】 *下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。——

病害虫防除

4月上旬

- ミカンハダニ アタックオイル又はハーベストオイル 100倍 1,000ml/水100ℓ
(ハダニ防除は冬季に散布した場合は不要)(3月散布の場合は80倍)
※カイガラムシ類を多く見かけた場合は、アプロード水和剤 1,000倍 14日前 3回を散布しましょう

4月上中旬 (温州みかん)

- そうか病 デランフロアブル (劇) 収穫前30日 3回 1000倍 100ml/水100ℓ
又は イデクリーン水和剤 500倍 200g/水100ℓ
(葉害軽減のためクレフノン200倍を加用する)

※イデクリーン水和剤はマシン油乳剤との混用およびマシン油乳剤散布後14日以内の近接散布は避けてください。

※デランフロアブルはかぶれやすいので注意する。また、かぶれる人はイデグリーン水和剤を使用しましょう。そうか病は新芽が出そろった時期に散布しましょう。前年多発園では必ず散布しましょう。

——【お茶】——

病害虫防除 3月上旬~4月上旬

- カンザワハダニ バロックフロアブル 摘採14日前 1回 3,000倍 33ml/100ℓ
- もち病 ドイツボルドーA 摘採14日前 1回 500倍 200g/100ℓ

施肥

4月 芽出し肥 摘採20~30日前に10aあたり硫安40kg(2回に分けて行う)

一番茶の摘採

- 本茶の摘採 4~5葉展開を待ち1芯3~4葉を摘みましょう。
- 刈番茶の摘採 遅れ芽が揃ってから行いましょう。(摘採後7~15日)
一番茶の摘採面で刈る事がポイントです。
一番茶の刈り残し(残してきた1~2節)を絶対にとらないこと。

※摘採後は生葉ムシに注意し、日陰の涼しい所で管理しましょう。

——【キウイフルーツ】——

安定した価格で取引されています。高品質な果実生産のため、防除を徹底しましょう。

- 4月中下旬 花腐細菌病・かいよう病 コサイド3000 2,000倍 50g/水100ℓ
(葉害軽減のためクレフノン200倍を加用する)

——【う め】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。——

病害虫防除

4月上中旬 かいよう病 マイコシールド 収穫21日前 4回 1,500倍 66g/水100ℓ
黒星病 デランフロアブル(劇) 収穫14日前 2,000倍 2回 50ml/水100ℓ又は
ペンコゼブフロアブル 収穫21日前 1,000倍 3回 100ml/水100ℓ
アラムシ類・カミシ類 ダントツ水溶剤 収穫前日 3回 2,000倍 50g/水100ℓ
4月下旬 かいよう病 マイコシールド 収穫21日前 4回 1,500倍 66g/水100ℓ
黒星病 ストロビードライフフロアブル 収穫7日前 3回 3,000倍 33ml/水100ℓ
カイガラムシ類 アプロードエースフロアブル 収穫7日前 2回
1,000倍 100ml/100ℓ
5月上旬 黒星病・すす斑病 スコア顆粒水和剤 収穫前日 3回 3,000倍 33g/水100ℓ
※かいよう病は降雨時に感染するので、降雨前の散布を心掛けましょう。

<黒星病の防除について>

昨年は黒星病の発生が非常に多い年でした！4月上旬、下旬、5月上旬の春先の防除が有効になりますので徹底しましょう！特に、今まで5月上旬の防除をされていない園は、4月の防除に加え今年は必ず防除をするようにしましょう！

*2週間間隔で散布しましょう。

*前年の被害枝は切除しましょう。

摘果 4月下旬～5月上旬

果実の大きさが大豆程になった頃が適期です。早く仕上げるほど、肥大はよくなります。

樹木の着果量を確認して小玉果や群状結実しているところを摘果しましょう。

特に梅酒用品種は早期大玉果の出荷が高単価につながります。

農薬を使用する際は、適用作物・希釈倍数・使用回数・使用方法等の使用基準を遵守するとともに飛散防止に努め、ラベルをよく確認し、必ずラベルに基づいて使用しましょう。

【お願い】農薬は適正に使用しましょう！！

県内農産物において、農薬残留基準値超過事案が発生しています。(当JA管内ではありません。)定められた使用基準を守らない場合は「農薬取締法違反」となりますので、ラベルをよく確認し使用方法を守り生産履歴の記帳に努め安心安全な農産物の生産をお願いいたします。

～農薬事故はこうして起こる！発生事例～

○収去した作物から適用のない農薬を検出(残留基準値超過)

→当該の作物には直接散布していないが、前日に他の作物に使用した散布器を洗浄不足のまま使用した。(ホースは洗浄するが、タンクを洗う習慣がなかった。)

→当該の作物には直接散布していないが、隣接する他の作物に散布した農薬が飛散(ドリフト)した。

上記のようなことが原因となり農薬事故が起こります。農薬の登録を守って使用することはもちろん、散布器具の洗浄は念入りに、ドリフトには十分注意しましょう。同じ畑で複数の作物を栽培している場合や、圃場同士の距離が近い場合などはさらにドリフトの注意が必要です。